

津南町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和8・9年度に、津南町が発注する建設コンサルタント等業務委託などの一般競争入札・指名競争入札・見積・随意契約の締結等に参加を希望される方は、下記事項を確認していただき申請書類を提出してください。

1 資格審査の申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員であると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (7) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（8）において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (8) 法人であって、その役員のうちに（4）から（6）までのいずれかに該当する者があるもの。
- (9) 津南町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

2 受付期間等

定期申請期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

※持参による提出については、土・日曜、祝日を除きます。

※随時申請は、令和8年4月1日から行うことができます。

3 資格審査の有効期限

今回申請された方の入札参加資格の有効期限は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

※令和8年4月1日以降に行う随時申請の場合は、入札参加資格が認められた日から有効期限が始まります。

4 提出書類等

提出書類一覧		備 考	提出区分
(1)	建設コンサルタント等業務入札参加資格申請書類	(記載方法は新潟県と同じ) 一式	一
①	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 【第1号様式】		必須
②	入札参加希望業種（部門）一覧 【第2号様式】	参加希望業種に記載のない業務の場合、その他の業種（部門）コードJ4その他欄及び欄外に参加希望業種の内容を記載してください。	必須
③	入札参加希望業種（部門）実績 【第3号様式】		必須
④	営業所（主たる営業所を除く）一覧 【第4号様式】		必須
(2)	暴力団等の排除に関する誓約書 【第5号様式】		必須
(3)	委任状	指定様式はありませんので、任意の様式で提出をお願いします。 入札・契約手続きを支店・営業所等に委任する場合は、入札参加資格申請の際に委任状を提出してください（この場合、入札参	該当者のみ

		加資格は、委任先に付与されます）。その際は、委任者の押印は不要ですが、 <u>受任者は必ず押印をお願いします。</u>	
(4)	<p>登録を受けていることを証する証明</p> <p>◆以下の業務を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務 ・地質調査業務 ・補償コンサルタント業務 ・測量業務 ・建築設計業務（一級建築設計） ・建築設計業務（建築設備設計） ・土地家屋調査業務 ・不動産鑑定評価業務 ・計量証明業務 	<p>○建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務</p> <p>それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本の写しを添付してください。※申請業種（部門）が記載された部分のみで可。</p> <p>（申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を添付してください。）</p> <p>○測量業務</p> <p>登録証明書の写し</p> <p>○建築設計業務（一級建築設計）</p> <p>一級建築士事務所の登録証明書の写し</p> <p>○建築設計業務（建築設備設計）</p> <p>建築設備士の登録証明書の写し</p> <p>○土地家屋調査業務、不動産鑑定評価業務、計量証明業務</p> <p>それぞれの登録証明書等の写し</p>	該当者のみ
(5)	<p>営業実績があることを証する証明</p> <p>◆以下の業務を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・試験業務 ・その他の業務 <p>◆以下の業務を希望するが、(4)の登録がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務 ・地質調査業務 ・補償コンサルタント業務 ・建築設備設計業務 	当該業務の実績の中から1件について、その契約書の写しを提出してください。契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。	該当者のみ
(6)	津南町の町税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・提出については、原本の複写可。津南町の町税の納税義務がある方のみ提出が必要です。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの 	該当者のみ
(7)	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のないことの証明)	<p>法人：税務署発行の納税証明書 「その3の3」</p> <p>個人：税務署発行の納税証明書 「その3の2」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出については、原本の複写可。 	必須

		・申請日前3か月以内に発行されたもの	
--	--	--------------------	--

5 提出方法

- ・提出部数：1部
- ・持参又は郵送（電子メール及びFAXでは、受付できません。）

※受領書等の発行はしておりません。受領書等の送付を希望する場合は、必ず受領書と切手を貼った返信用封筒、または切手付きハガキを同封してください。

※その場での審査は行いません。書類の受領のみとなります。

- ・提出書類はA4サイズに揃えて、「4 提出書類等」の提出書類一覧の番号順に並べ、紐綴じまたは、ホチキス、紙ファイルにより綴って提出ください。

6 提出先

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地
津南町役場 総務課 企画財政班

※郵送の場合は、封筒の表に「令和8・9年度入札参加資格審査申請書 在中」と記入してください。

7 その他

- (1) 申請書等は、必ず津南町所定の様式を町ホームページからダウンロードのうえ使用してください。

※各様式について新潟県の様式を一部変更して使用しています。また、記入方法については、「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」をご覧ください。

- (2) 年月日の記載が必要な様式には、忘れずに記載して下さい。
- (3) 提出した書類に事実と異なる記載をした場合は、参加資格の取消しに処されることがありますので、くれぐれもご留意ください。
- (4) 津南町においては、電子入札を導入しておりません。